

ひとり親家庭等児童養育手当の申請はお済みですか

市では、義務教育就学中のお子さんを養育しているひとり親家庭の父もしくは母、または父母に代わって養育している方に対して、「行田市ひとり親家庭等児童養育手当」を支給しています。手当を受けるためには子ども未来課で申請が必要です。

- ▶**対象** 本市に住民登録している方で、次のいずれかに該当する義務教育就学中のお子さんと同居し、監護している保護者
 (1)父もしくは母、または父母の双方が死亡したお子さん
 (2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消したお子さん
 (3)母が婚姻によらずに出産したお子さん
- ▶**支給額**
 【(1)の場合】お子さん1人につき月額6,000円
 【(2)または(3)の場合】お子さん1人につき月額3,000円
- ▶**支給の時期** 7月、11月、3月(4カ月分支給)

- ▶**対象外**
 ・生活保護を受給している世帯
 ・保護者が令和7年度(8月から翌3月までの手当については令和8年度)の市民税所得割が課税されている場合
- ▶**留意事項**
 ・手当は申請をした月から支給対象となります。
 ・既に手当を受給している方でも、令和8年4月に小学1年生になるお子さんがいる場合は、増額の申請が必要です。
- ▶**問い合わせ** 同課手当・給付担当(内線292)

ご利用ください 幼稚園の子育て支援事業

市内の私立幼稚園では、地域子ども・子育て支援事業として各園で未就園児を対象に園庭開放や親子教室を行っています。親子と一緒に、気軽にお出かけください。

						
老本幼稚園 旭町16-38 ☎553-2771	行田幼稚園 富士見町2-27-5 ☎554-5169	富士見ヶ丘幼稚園 駒形1-9-7 ☎556-7494	ホザナ幼稚園 本丸11-20 ☎555-2301	まつたけ幼稚園 門井町2-19-9 ☎554-7348	やごうこども園 谷郷2-5-1 ☎554-5752	幼保連携型認定こども園 やなぎ幼稚園 渡柳563-3 ☎559-1001

▶**問い合わせ** 各幼稚園

病児保育室スマイルキッズをご利用ください

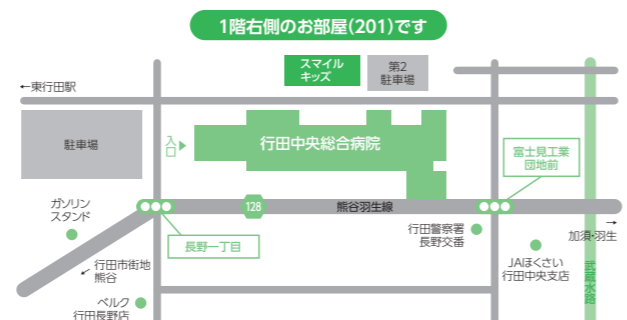
病児保育とは、入院が必要のない程度の病気または回復期にあるお子さんを保護者の就労などの理由により家庭で保育できない場合に、一時的にお預かりする事業です。

4月1日から、病児保育の実施施設が変わり、新たに病児保育室「スマイルキッズ」が開室しました。ご利用の際は、お間違えのないようご注意ください。なお、病児保育室げんきキッズは3月末で閉室しました。

- ▶**施設名** 行田中央総合病院病児保育室「スマイルキッズ」
 (富士見町2-16-5大澤コーポ1階右側201) ☎070-6424-9023
- ▶**対象** 乳幼児～小学6年生
- ▶**定員** 1日当たり4人まで
- ▶**保育時間** 月～金曜日(祝日、年末年始などの期間を除く)午前8時～午後6時
- ▶**利用料金** 2,000円(市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は無料)
 ※別途昼食代350円、おやつ代150円
- ▶**利用方法**

- ①あらかじめ「病児・病後児保育利用者登録書」を病児保育室スマイルキッズへ提出して登録(初回のみ)をしてください。
- ②主治医や小児科医の診察を受けてください。
- ③原則として保育希望日の前日までに予約してください。当日でも空きがあれば預けられますが、来室前には必ず電話連絡をお願いします。
- ④利用当日に「病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)」を提出してください。
- ※病状の回復などでご利用をキャンセルする際は、必ず電話連絡をお願いします。

- ▶**利用当日に持参するもの**
- ①病児・病後児保育利用申請書
 - ②母子手帳
 - ③健康保険情報が確認できるもの(マイナンバーカードはお預かりしません。)
 - ④ひとり親家庭等医療費受給者証、子ども医療費受給資格証など
 - ⑤医師の処方した薬(利用中に使用する分のみ)
 - ⑥薬の説明書(お薬手帳)
 - ⑦着替え3組程度(下着を含む)
 - ⑧ハンドタオル2枚
 - ⑨ビニール袋2枚
 - ⑩昼食・おやつ(提供希望しない場合)
 - ⑪ミルク・哺乳瓶(乳幼児のみ)
 - ⑫紙おむつ6枚程度(乳幼児のみ)
 - ⑬おしりふき(乳幼児のみ)
 - ⑭非課税証明書(非課税世帯のみ)
 - ⑮生活保護受給証(生活保護世帯のみ)
- ▶**問い合わせ** 病児保育室スマイルキッズ ☎070-6424-9023または子ども未来課子ども・子育て担当(内線297)



こども誰でも通園制度の利用方法などが変更となります

「こども誰でも通園制度」は、本市では令和6年度から試行的に実施していますが、令和8年度からは全国で本格実施されます。

それに伴い、利用方法などが一部変更となりますので、利用する際はご注意ください。

- ▶**目的** 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。
- ▶**対象** 利用日時点、次の全てに該当する方
 ・市内に在住していること
 ・0歳6カ月～満3歳未満であること(3歳になる誕生日の前々日まで利用可能)
 ・保育園などに入園していないこと(支給認定で3号認定を受けていない)
- ▶**利用方法**
 (1)「こども誰でも通園制度総合支援システム」から利用登録をしてください。後日、市から認定証と利用アカウントが発行されます。
 (2)「こども誰でも通園制度総合支援システム」に子どもの情報を登録してください。
 (3)利用希望施設で初回面談を行ってください。
 (4)利用の予約をしてください。
 (5)当日の利用時に利用料をお支払いください。

- ▶**利用時間** 子ども1人当たり月10時間まで
- ▶**利用料金について**
 ・利用時に直接、実施事業所にお支払いください(利用料金は直接、実施事業所にお問い合わせください)。
 ・生活保護世帯、市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の方は利用料の減免が受けられます。詳しくは担当までお問い合わせください。

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育て担当(内線263)



市ホームページ

公共下水道の供用開始区域を拡大しました

3月31日から次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

- ▶**供用開始区域**
- ・元荒川第10処理分区(大字若小玉の一部、佐間2丁目の一部、大字長野の一部)
 - ・熊谷第4処理分区(棚田町1丁目の一部)
- ▶**問い合わせ** 同課業務担当 ☎564-0303

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方に補助金を交付しています。補助金の交付を希望する方は、内容を確認の上、手続きをしてください。

単独処理浄化槽は、台所や洗濯、風呂などの生活雑排水を未処理のまま放流するもので、河川の水質に大きな影響を与えます。一方で、合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を併せて処理することができ、単独処理浄化槽と比べると、河川の水質に与える影響を約8分の1にすることができます。

- ▶**対象**
- ・単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から転換して、環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方
 - ・行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に居住を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方※浄化槽処理区域は市ホームページで必ず確認してください。
 - ・住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方
 - ・市税を滞納していない方

▶**補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)**
 設置、処分、配管に係る実費または下表に掲げる額のいずれか少ない額

区分	補助金額	市内業者施工	
		設置費	処分費
設置費	5人槽	352,000円	372,000円
	7人槽	434,000円	454,000円
	10人槽	568,000円	588,000円
処分費	単独処理浄化槽	90,000円	
	くみ取り便槽	60,000円	
配管費		100,000円	

※浄化槽設備士が所属する設置工業者が市内業者の場合、設置費に20,000円の上乗せ補助を行います。

▶**手続きおよびスケジュール**

実施時期	手続き
4月1日～	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出
5月上旬ごろ～	補助金交付決定通知(交付決定後に、設置工事に着手すること)

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、直接同課へ提出してください。

- ▶**その他**
- ・環境配慮型の合併処理浄化槽を設置することが補助の条件です。
 - ・新築などの建築確認申請を伴う場合は補助の対象になりません。
 - ・補助金の交付決定前に着工された場合は補助の対象になりません。
 - ・原則として、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を撤去し、適正に処分してください。
 - ・保守点検や清掃の他に浄化槽法に定める法定検査(7条・11条)を必ず受けてください。
- ▶**申し込み・問い合わせ** 同課 ☎556-9530